

安城市社会福社会館の使用料表（令和元年１０月１日から）

区分		金額		
		午前	午後	全日
		午前９時～ 正午	午後１時～ 午後４時３０分	午前９時～ 午後４時３０分
集会室	一般利用	３７０円	４４０円	８２０円
講座室		１，０４０円	１，２３０円	２，２９０円
会議室		１，２７０円	１，４８０円	２，７６０円

※  網掛けは、令和元年１０月１日から使用料が変更になるもの。

備考

- この表において、「福祉利用」とは第４条に規定する事業に該当する場合を、「一般利用」とは福祉利用以外の場合をいう。
- 一般利用による場合の使用料のみが定められている施設については、福祉利用による場合の使用料は徴収しない。
- 午前又は午後の利用時間の区分を超える１時間（３０分以上を１時間とみなす。）について、許可を受けて引き続き利用する場合の延長使用料は、当該区分に定める額の１時間に相当する額（１０円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てた額）とする。